

【留意事項】

- 消すことのできるボールペンは、使用できません。
- 「自動車保管場所証明書」の有効期限は、証明の日からおおむね1ヶ月です。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。
- 一般的な記入例ですので、不明な点は書類を提出する警察署にお問合せください。

【保管場所証明申請書】の記載例

【※】印の欄は、空欄でも申請を受理しますが、記載に御協力ください。

- センチメートル単位ですので注意してください。（ミリ単位は切り捨て）
- 点線内に右詰めで記載してください。

自動車保管場所証明申請書

式	車台番号	自動車の大きさ
メーカー名	1 AB-CD 2	CD2-3456789
		長さ 4 8 0 センチメートル 幅 1 8 0 センチメートル 高さ 2 1 0 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	札幌市中央区北2条西7丁目○番△号 □□荘 101号室	
自動車の保管場所の位置	札幌市中央区北2条西7丁目○番	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。		
令和8年4月1日		
宛先 (提出先) は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。	中央 警察署長 殿	住所 〒(000-0000) 札幌市中央区北2条西7丁目○番△号 □□荘 101号室
申請者	北海 太郎	電話 011-251-0110
氏名	北海 太郎	
自動車保管場所証明書	申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する	
年 月 日	警察署長 [印]	

- 個人の場合  
実際に居住する場所の所在地を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。
- 法人等の場合  
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
- ※申請者住所欄と異なる場合は、使用の本拠の位置の実態を疎明する書面（公共料金の領収書等）を確認することがあります。

申請車両の駐車場所の住所を「○○番」まで記入してください。

- ※ 使用の本拠の位置と同じであっても「同上」と記入しないでください。
- ※ マンション等を記入しないでください。

【※】申請する自動車の保管場所に

- 新規又は追加で保管する場合→「新規」
- 保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合→「代替」に○印を付けてください。

特に型式及び車台番号の記載では、  
○ 0 (ゼロ) とO (オー)  
○ 1 (イチ) とL (エル)  
○ 2 (ニ) とZ (ゼット)  
等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

宛先 (提出先) は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

- 【※】保管場所の所有者が、  
○ 申請者本人である場合 → 「自己」  
○ 申請者以外である場合 → 「他人」  
○ 申請者を含む複数人の共有である場合 → 「共有」  
に○印を付けてください。

収入証紙は、提出する2通のうち1通の欄外の※記載及び備考記載部分に重ねて (スペースが足りない場合は裏面に) 貼付してください。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

- 個人の場合  
住民票、印鑑登録証明書の住所を記入してください。
- 法人の場合  
登記簿等の所在地、法人名、代表者名を記入してください。

※ 自動車の登録手続に必要な自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

備考 1. 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、  
(1) 自動車の使用の本拠の位置と同一の場所を指定する。  
(2) 用紙の大きさは、

- 【※】「代替」を選択した場合には、  
○ 「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号  
○ 「現車」欄に、申請に係る自動車の登録番号を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。

使用権原	自己	他人・共有
連絡先	申請 一郎	
氏名	電話 011-251-0000	
新規登録	代替	前車
番号等	現車	札幌○○○△□□□□